

○ 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）

改 正 案	現 行
目次 第一章（略） 第二章 金融商品取引業者等 第一節～第四節（略） 第五節 外国業者に関する特例 第一款 外国証券業者（第二百八条の二―第二百十四条） 第二款～第四款（略） 第六節・第七節（略） 第三章・第四章（略） （定義） 第一条（略） 2（略） 3 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一～三（略） 三の二 特定投資家向け売付け勧誘等 法第二条第六項に規定する特定投資家向け売付け勧誘等をいう。 四～十（略）	目次 第一章（略） 第二章 金融商品取引業者等 第一節～第四節（略） 第五節 外国業者に関する特例 第一款 外国証券業者（第二百九条―第二百十四条） 第二款～第四款（略） 第六節・第七節（略） 第三章・第四章（略） （定義） 第一条（略） 2（略） 3 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一～三（略） （新設） 四～十（略）

十の二 特定投資家向け有価証券 法第四条第三項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。

十の三 特定投資家向け取得勧誘 法第四条第三項第一号に規定する特定投資家向け取得勧誘をいう。

十一～四十三 (略)

4 (略)

第四条 令第十五条に規定する内閣府令で定めるものは、元引受契約(同条に規定する元引受契約をいう。以下この条及び第四百七条第三号において同じ。)の締結に際し、有価証券の発行者又は所有者と当該元引受契約の内容を確定するための協議を行うものであって、次に掲げるもの以外のもとする。

一 当該元引受契約に係る有価証券の発行価額又は有価証券の売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の価額の総額のうち金融商品取引業者等及び外国証券業者の行う有価証券の引受けに係る部分の金額(以下この条において「引受総額」という。)が百億円を超える場合において他の者(資本金の額、基金の総額又は出資の総額が三十億円以上である者に限る。)と共同して当該協議を行うものであって、当該引受総額のうち自己の行う有価証券の引受けに係る部分の金額が百億円以下であるもの

二 (略)

(保有の態様その他の事情を勘案して保有する議決権から除く議決

(新設)

(新設)

十一～四十三 (略)

4 (略)

第四条 令第十五条に規定する内閣府令で定めるものは、元引受契約(法第二十一条第四項に規定する元引受契約をいう。以下この条及び第四百七条第三号において同じ。)の締結に際し、有価証券の発行者又は所有者と当該元引受契約の内容を確定するための協議を行うものであって、次に掲げるもの以外のもとする。

一 当該元引受契約に係る有価証券の発行価額又は売価額の総額のうち金融商品取引業者等及び外国証券業者の行う有価証券の引受けに係る部分の金額(以下この条において「引受総額」という。)が百億円を超える場合において他の者(資本金の額、基金の総額又は出資の総額が三十億円以上である者に限る。)と共同して当該協議を行うものであって、当該引受総額のうち自己の行う有価証券の引受けに係る部分の金額が百億円以下であるもの

二 (略)

(保有の態様その他の事情を勘案して保有する議決権から除く議決

権)

第十六条 法第二十九条の四第二項（法第三十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～四 （略）

五 有価証券関連業を行う者が有価証券の引受けに係る業務により所有する株式（当該株式の払込期日（有価証券の売出し又は特定投資家向け売付け勧誘等の場合にあつては、受渡期日）の翌日以後に所有するものを除く。）に係る議決権

六 （略）

（情報通信の技術を利用した提供）

第五十六条 法第三十四条の二第四項（法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項、第三十七条の四第二項、第三十七条の五第二項、第四十条の二第六項、第四十条の五第三項及び第四十二条の七第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）とする。

一・二 （略）

2・3 （略）

（保護預り有価証券を担保とする金銭の貸付け）

第六十五条 法第三十五条第一項第三号に規定する内閣府令で定める

権)

第十六条 法第二十九条の四第二項（法第三十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～四 （略）

五 有価証券関連業を行う者が有価証券の引受けに係る業務により所有する株式（当該株式の払込期日（有価証券の売出しの場合にあつては、受渡期日）の翌日以後に所有するものを除く。）に係る議決権

六 （略）

（情報通信の技術を利用した提供）

第五十六条 法第三十四条の二第四項（法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項、第三十七条の四第二項、第三十七条の五第二項、第四十条の二第六項及び第四十二条の七第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）とする。

一・二 （略）

2・3 （略）

（保護預り有価証券を担保とする金銭の貸付け）

第六十五条 法第三十五条第一項第三号に規定する内閣府令で定める

ものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 (略)

二 顧客から保護預りをしている有価証券が投資信託の受益証券のうち次に掲げるいずれかのもの（当該保護預りをした顧客の所有するものに限る。）であつて、当該有価証券に係る解約を請求した顧客に対し、解約に係る金銭が支払われるまでの間に当該有価証券を担保として行うその解約に係る金銭の額に相当する額の金銭の貸付けのうち、当該顧客に貸し付ける金額が当該有価証券を担保として既に貸し付けている金銭の額と合計して五百万円を超えないもの

イ 公社債投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号）第十三条第二号イに規定する公社債投資信託をいう。ハ、第八十条第一項第五号ト、第一百十條第一項第一号ハ及び第百二十五條の四第一項第三号を除き、以下同じ。）のうち、主たる投資対象を短期の公社債（前号イからニまでに掲げる有価証券（外国又は外国法人の発行する証券又は証書で同様の性質を有するものを含む。）をいう。）、預金、金銭信託及びコール・ローン等の金融資産とするものであつて、次に掲げる要件のすべてに該当するものの受益証券

(1) (4) (略)

ロ・ハ (略)

ものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 (略)

二 顧客から保護預りをしている有価証券が投資信託の受益証券のうち次に掲げるいずれかのもの（当該保護預りをした顧客の所有するものに限る。）であつて、当該有価証券に係る解約を請求した顧客に対し、解約に係る金銭が支払われるまでの間に当該有価証券を担保として行うその解約に係る金銭の額に相当する額の金銭の貸付けのうち、当該顧客に貸し付ける金額が当該有価証券を担保として既に貸し付けている金銭の額と合計して五百万円を超えないもの

イ 公社債投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号）第十三条第二号イに規定する公社債投資信託をいう。ハ、第八十条第一項第五号へ及び第百十條第一項第一号ハを除き、以下同じ。）のうち、主たる投資対象を短期の公社債（前号イからニまでに掲げる有価証券（外国又は外国法人の発行する証券又は証書で同様の性質を有するものを含む。）をいう。）、預金、金銭信託及びコール・ローン等の金融資産とするものであつて、次に掲げる要件のすべてに該当するものの受益証券

(1) (4) (略)

ロ・ハ (略)

(届出業務)

第六十八条 法第三十五条第二項第七号に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 十八 (略)

十九 有価証券又はデリバティブ取引に係る権利以外の資産に対する投資として、他人のため金銭その他の財産の運用を行う業務〔法第三十五条第二項第一号、第二号、第五号の二及び第六号に掲げる業務に該当するものを除く。〕

二十 二十三 (略)

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第八十条 法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 四 (略)

五 当該金融商品取引契約が次に掲げる行為に係るものである場合

イ (略)

ロ 有価証券の買付けの媒介又は代理（公開買付者（法第二十七条の三第二項に規定する公開買付者をいう。以下同じ。）を相手方として公開買付け（法第二十七条の二第六項に規定する公開買付けをいう。第百十条第一項第二号ト及び第百十一条第二号において同じ。）に係る有価証券の買付けの媒介又は代理を行う場合に限る。）

ハ・ニ (略)

(届出業務)

第六十八条 法第三十五条第二項第七号に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 十八 (略)

十九 有価証券又はデリバティブ取引に係る権利以外の資産に対する投資として、他人のため金銭その他の財産の運用を行う業務

二十 二十三 (略)

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第八十条 法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 四 (略)

五 当該金融商品取引契約が次に掲げる行為に係るものである場合

イ (略)

(新設)

ロ・ハ (略)

ホ 累積投資契約（金融商品取引業者等が顧客から金銭を預かり、当該金額を対価としてあらかじめ定めた期日において当該顧客に有価証券を継続的に売り付ける契約をいう。以下ホ及び第一百条第一項第一号イにおいて同じ。）による有価証券の買付け又は累積投資契約に基づき定期的にする有価証券の売付け・ト（略）

チ 有価証券の引受け

リ 有価証券の募集若しくは売出しの取扱い若しくは私募の取扱い又は特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い（当該金融商品取引契約に係る顧客が当該有価証券の発行者又は所有者である場合に限る。）

2
2
4 （略）

（有価証券の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の共通記載事項）

第八十三条 （略）

2 （略）

3 その締結しようとする金融商品取引契約が有価証券の売付けの媒介、取次ぎ若しくは代理に係るものであって、当該金融商品取引契約に係る顧客がこれらの有価証券の発行者又は所有者である場合には、第一項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面に同項各号に掲げる事項を記載することを要しない。

ニ 累積投資契約（金融商品取引業者等が顧客から金銭を預かり、当該金額を対価としてあらかじめ定めた期日において当該顧客に有価証券を継続的に売り付ける契約をいう。ニ及び第一百条第一項第一号イにおいて同じ。）による有価証券の買付け又は累積投資契約に基づき定期的にする有価証券の売付けホ・ヘ（略）

（新設）

（新設）

（新設）

2
2
4 （略）

（有価証券の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の共通記載事項）

第八十三条 （略）

2 （略）

3 その締結しようとする金融商品取引契約が有価証券の売付けの媒介、取次ぎ若しくは代理又は有価証券の募集若しくは売出しの取扱い若しくは私募の取扱いに係るものであって、当該金融商品取引契約に係る顧客がこれらの有価証券の発行者又は所有者である場合には、第一項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面に同項各号に掲げる事項を記載することを要しない。

(商品ファンド関連取引に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則)

第九十一条 その締結しようとする金融商品取引契約が、商品ファンド関連受益権の売買その他の取引（以下「商品ファンド関連取引」という。）に係るものである場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第八十四条第一項、第八十七条第一項、第八十八条第一項及び第八十九条第一項の規定にかかわらず、第八十三条第一項に規定する事項のほか、次に掲げる事項とする。

一～二十九 (略)

三十 元本の追加運用をすることができる商品ファンドに追加運用するための商品ファンド関連取引に係る金融商品取引契約の締結又はその代理若しくは媒介（以下この号において「締結等」という。）をしようとする場合にあつては、次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 当該勧誘の開始日が属する月の前々月末日において終了している直近十計算期間の各計算期間における募集、私募、売出し又は特定投資家向け売付け勧誘等の金額、解約金額及び償還金額

ニ～ヘ (略)

2～4 (略)

(商品ファンド関連取引に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則)

第九十一条 その締結しようとする金融商品取引契約が、商品ファンド関連受益権の売買その他の取引（以下「商品ファンド関連取引」という。）に係るものである場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第八十四条第一項、第八十七条第一項、第八十八条第一項及び第八十九条第一項の規定にかかわらず、第八十三条第一項に規定する事項のほか、次に掲げる事項とする。

一～二十九 (略)

三十 元本の追加運用をすることができる商品ファンドに追加運用するための商品ファンド関連取引に係る金融商品取引契約の締結又はその代理若しくは媒介（以下この号において「締結等」という。）をしようとする場合にあつては、次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 当該勧誘の開始日が属する月の前々月末日において終了している直近十計算期間の各計算期間における募集、私募又は売出しの金額、解約金額及び償還金額

ニ～ヘ (略)

2～4 (略)

(デリバティブ取引等に係る契約締結前交付書面の共通記載事項) 第九十三条 その締結しようとする金融商品取引契約がデリバティブ取引等に係るものである場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第八十二条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。 一～五 (略) 六 デリバティブ取引又はその受託等(法第四十四条の二第一項第一号に規定する受託等をいう。以下同じ。)に係る手続に関する事項	(デリバティブ取引等に係る契約締結前交付書面の共通記載事項) 第九十三条 その締結しようとする金融商品取引契約がデリバティブ取引等に係るものである場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第八十二条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。 一～五 (略) 六 デリバティブ取引の受託等(法第四十四条の二第一項第一号に規定する受託等をいう。以下同じ。)に係る手続に関する事項
七 (略) 2 (略) (店頭金融先物取引に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則) 第九十四条 その締結しようとする金融商品取引契約が店頭金融先物取引に係るものである場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、前条に規定する事項のほか、次に掲げる事項とする。 一・二 (略) 三 店頭金融先物取引又はその受託等に係る禁止行為に関する事項 四 (略) 2 (略) (商品ファンドの運用の状況を示す報告書の記載事項等)	七 (略) 2 (略) (店頭金融先物取引に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則) 第九十四条 その締結しようとする金融商品取引契約が店頭金融先物取引に係るものである場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、前条に規定する事項のほか、次に掲げる事項とする。 一・二 (略) 三 店頭金融先物取引の受託等に係る禁止行為に関する事項 四 (略) 2 (略) (商品ファンドの運用の状況を示す報告書の記載事項等)

第百九条 第九十八条第二項の報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一〜七 (略)

八 計算期間における商品ファンド関連受益権の募集、私募、売出し又は特定投資家向け売付け勧誘等の件数、解約件数及び償還件数並びにそれらによる資産の増減額並びに運用開始から計算期間末までの募集、私募、売出し又は特定投資家向け売付け勧誘等の件数、解約件数及び償還件数並びにこれらによる資産の増減額

九 (略)

(契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第百十条 契約締結時交付書面に係る法第三十七条の四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 次に掲げる取引に係る金融商品取引契約が成立した場合であつて、契約することにより当該取引の条件を記載した契約書を交付するものであるとき。

イ〜ヘ (略)

ト 有価証券の買付けの媒介又は代理（公開買付者を相手方として公開買付けに係る有価証券の買付けの媒介又は代理を行う場合に限る。）

チ (略)

リ 有価証券の募集若しくは売出しの取扱い若しくは私募の取

第百九条 第九十八条第二項の報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一〜七 (略)

八 計算期間における商品ファンド関連受益権の募集、私募又は売出しの件数、解約件数及び償還件数並びにそれらによる資産の増減額並びに運用開始から計算期間末までの募集、私募又は売出しの件数、解約件数及び償還件数並びにこれらによる資産の増減額

九 (略)

(契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第百十条 契約締結時交付書面に係る法第三十七条の四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 次に掲げる取引に係る金融商品取引契約が成立した場合であつて、契約することにより当該取引の条件を記載した契約書を交付するものであるとき。

イ〜ヘ (略)

(新設)

ト (略)

チ 有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い

扱い又は特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い（当該金融商品取引契約に係る顧客が当該有価証券の発行者又は所有者である場合に限る。）

三〇七（略）

二〇八（略）

（取引残高報告書の交付を要しない場合）

第百十一条 取引残高報告書に係る法第三十七条の四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一（略）

二 有価証券の買付けの媒介又は代理（公開買付者を相手方として公開買付けに係る有価証券の買付けの媒介又は代理を行う場合に限る。）

三（略）

四 第九十八条第一項第三号の金融商品取引契約又は受渡しが有価証券の募集若しくは売出しの取扱い若しくは私募の取扱い又は特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い（当該有価証券の募集若しくは売出しの取扱い若しくは私募の取扱い又は特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いに係る顧客が当該有価証券の発行者又は所有者であるものに限る。）に係るものである場合

五（略）

（禁止行為）

当該金融商品取引契約に係る顧客が当該有価証券の発行者又は所有者である場合に限る。）

三〇七（略）

二〇八（略）

（取引残高報告書の交付を要しない場合）

第百十一条 取引残高報告書に係る法第三十七条の四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一（略）

（新設）

二（略）

三 第九十八条第一項第三号の金融商品取引契約又は受渡しが有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い（当該有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱いに係る顧客が当該有価証券の発行者又は所有者であるものに限る。）に係るものである場合

四（略）

（禁止行為）

第百十七条 法第三十八条第六号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一〇二十一 (略)

二十二 令第二十條第二項各号に掲げる金融商品取引業者が、同項各号の募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る有価証券(時価又は時価に近い一定の価格により株券が発行され若しくは移転される新株予約権を表示する新株予約権証券(以下この号、次号及び第二百三十一條第一項第八号において「時価新株予約権証券」という。)又は当該新株予約権を付与されている新株予約権付社債券(以下この号、次号及び第二百三十一條第一項第八号において「時価新株予約権付社債券」という。))以外の新株予約権証券又は社債券及び時価又は時価に近い一定の価格により発行する優先出資証券以外の優先出資証券を除く。)の発行者が発行する株券(時価新株予約権証券の募集(令第一条の五に定める場合に該当する場合に限る。以下この号において同じ。))若しくは売出し(法第四條第一項第四号に掲げる有価証券の売出しを除く。以下この号において同じ。))又は特定投資家向け取得勧誘(五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この号において同じ。))若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の場合には株券又は時価新株予約権証券、時価新株予約権付社債券の募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の場合には株券又は時価新株予約権付社債券)、優先出資証券又は投資証

第百十七条 法第三十八条第六号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一〇二十一 (略)

二十二 令第二十條第二項各号に掲げる金融商品取引業者が、同項各号の募集又は売出しに係る有価証券(時価又は時価に近い一定の価格により株券が発行され若しくは移転される新株予約権を示す新株予約権証券(以下この号、次号及び第二百三十一條第一項第八号において「時価新株予約権証券」という。))又は当該新株予約権を付与されている新株予約権付社債券(以下この号、次号及び第二百三十一條第一項第八号において「時価新株予約権付社債券」という。))以外の新株予約権証券又は社債券及び時価又は時価に近い一定の価格により発行する優先出資証券以外の優先出資証券を除く。)の発行者が発行する株券(時価新株予約権証券の募集(令第一条の五に定める場合に該当する場合に限る。以下この号において同じ。))又は売出し(法第四條第一項第四号に掲げる有価証券の売出しを除く。以下この号において同じ。))の場合には株券又は時価新株予約権証券、時価新株予約権付社債券の募集又は売出しの場合には株券又は時価新株予約権付社債券)、優先出資証券又は投資証券(投資信託及び投資法人に関する法律第二條第十五項に規定する投資証券をいう。以下同じ。))で、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券に該当するものについて、令第二十四條第一項第一号イに規定する安定操作期間内における買付けに関し行う次に掲げる行為

券（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十五項に規定する投資証券をいう。以下同じ。）で、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券に該当するものについて、令第二十四条第一項第一号イに規定する安定操作期間内における買付けに関し行う次に掲げる行為

イ（ホ）（略）

二十三（二十五）（略）

二十六 店頭金融先物取引又はその受託等（証拠金その他の保証金を預託する取引に係るものに限る。）につき、顧客（特定投資家を除く。）に対し、当該顧客が行う当該店頭金融先物取引の売付け又は買付けその他これに準ずる取引と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいう。）の勧誘その他これに類似する行為をすること。

二十七 委託金融商品取引業者が当該委託金融商品取引業者の親法人等又は子法人等に対して借入金に係る債務を有する者が発行する有価証券（法第三十三条第二項第一号に掲げる有価証券並びに法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券であつて同項第一号及び第二号の性質を有する有価証券を除く。）又は売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等をする自己の株式の引受人となる場合において、当該有価証券に係る手取金が当該借入金に係る債務の弁済に充てられることを登録金融機関又はその役員（当該役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）若しくは使用人が知りながら、その事情を顧客に告げることなく当該有

イ（ホ）（略）

二十三（二十五）（略）

二十六 店頭金融先物取引の受託等（証拠金その他の保証金を預託する取引に係るものに限る。）につき、顧客（特定投資家を除く。）に対し、当該顧客が行う当該店頭金融先物取引の売付け又は買付けその他これに準ずる取引と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいう。）の勧誘その他これに類似する行為をすること。

二十七 委託金融商品取引業者が当該委託金融商品取引業者の親法人等又は子法人等に対して借入金に係る債務を有する者が発行する有価証券（法第三十三条第二項第一号に掲げる有価証券並びに法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券であつて同項第一号及び第二号の性質を有する有価証券を除く。）又は売出しをする自己の株式の引受人となる場合において、当該有価証券に係る手取金が当該借入金に係る債務の弁済に充てられることを登録金融機関又はその役員（当該役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）若しくは使用人が知りながら、その事情を顧客に告げることなく当該有価証券に係る法第二条第十一項第一号

価証券に係る法第二条第十一項第一号に掲げる行為（当該有価証券の引受けを行った当該委託金融商品取引業者が引受人となった日から六月を経過する日までの間に当該有価証券を売却するものに係るものに限る。）又は同項第三号に掲げる行為を行うこと（第百五十条第四号に規定する旨（同号イに係るものに限る。）を顧客に説明した場合を除く。）。

二十八（略）

2 前項第十九号及び第二十号の規定は、有価証券の募集（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。）若しくは特定投資家向け取得勧誘（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。）又は売出し（法第四条第一項第四号に掲げる有価証券の売出し（同号ロに掲げるものに限る。）を除く。）若しくは特定投資家向け売付け勧誘等を容易にするために取引所金融商品市場若しくは店頭売買有価証券市場において一連の有価証券売買等（法第百五十九条第二項に規定する有価証券売買等をいう。以下この項、第二百三十一条第二項及び第二百七十五条第三項において同じ。）をする場合における当該一連の有価証券売買等又はこれらの委託等を行う場合には、適用しない。

（一般投資家に含まれない者）

第百二十五条の二 法第四十条の四に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 当該特定投資家向け有価証券の発行者の取締役等（取締役、監

に掲げる行為（当該有価証券の引受けを行った当該委託金融商品取引業者が引受人となった日から六月を経過する日までの間に当該有価証券を売却するものに係るものに限る。）又は同項第三号に掲げる行為を行うこと（第百五十条第四号に規定する旨（同号イに係るものに限る。）を顧客に説明した場合を除く。）。

二十八（略）

2 前項第十九号及び第二十号の規定は、有価証券の募集（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。）又は売出し（法第四条第一項第四号に掲げる有価証券の売出し（同号ロに掲げるものに限る。）を除く。）を容易にするために取引所金融商品市場若しくは店頭売買有価証券市場において一連の有価証券売買等（法第百五十九条第二項に規定する有価証券売買等をいう。以下この項、第二百三十一条第二項及び第二百七十五条第三項において同じ。）をする場合における当該一連の有価証券売買等又はこれらの委託等を行う場合には、適用しない。

（新設）

査役、執行役、理事若しくは監事又はこれらに準ずる者をいう。
（）であり、かつ、支配株主等（令第十五条の十第二項に規定する支配株主等をいい、当該発行者が会社以外の者である場合にはこれに準ずる者を含む。以下この条において同じ。）である者（以下この条において「特定役員」という。）又は当該特定役員の被支配法人等（当該発行者を除く。）

二 当該特定投資家向け有価証券の発行者の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四百七十七条第一項又は第四百八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含む。以下この条において「対象議決権」という。）を保有する会社（前号に掲げる者を除く。）

三 当該特定投資家向け有価証券（次に掲げるものに限る。）の発行者の役員等（当該特定投資家向け有価証券の買付け（当該発行者の他の役員等と共同して、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に買付けを行うことを内容とする契約であつて各役員等の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに基づいて行うものに限る。）を行う者に限り、第一号に掲げる者を除く。）

イ 法第二条第一項第九号に掲げる有価証券

ロ 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち、同項第九号に掲げる有価証券の性質を有するもの

ハ イ又はロに掲げる有価証券を受託有価証券（令第二条の三第三号に規定する受託有価証券をいう。以下同じ。）とする有価証券信託受益証券（同号に規定する有価証券信託受益証券をいう。以下同じ。）

ニ 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券でイ又はロに掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

2 特定役員とその被支配法人等が合わせて他の法人等（法人その他の団体をいう。以下この条において同じ。）の総株主等の議決権の百分の五十を超える対象議決権を保有する場合には、当該他の法人等は、当該特定役員の被支配法人等とみなして、前項第一号及びこの項の規定を適用する。

3 第一項第一号及び前項の「被支配法人等」とは、特定役員が他の法人等の総株主等の議決権の百分の五十を超える対象議決権を保有する場合における当該他の法人等をいう。

4 第一項第三号の「役員等」とは、令第一条の三の三第五号に規定する役員等をいう。

（特定投資家向け有価証券の売買等の制限の例外）

第二百二十五条の三 法第四十条の四に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 一般投資家（法第四十条の四に規定する一般投資家をいう。以

（新設）

下この条及び第二百二十五条の六第四号において同じ。）に対する勧誘に基づかないで次に掲げる行為を行う場合

イ 一般投資家を相手方として行う買付け

ロ 一般投資家のために行う売付けの取次ぎ又は代理（一般投資家を相手方として行う場合を除く。）

ハ 一般投資家から買付けをする者（一般投資家を除く。）のために行う当該買付けの媒介、取次ぎ又は代理

ニ 一般投資家のために行う取引所金融商品市場又は外国金融商品市場における売付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理

ホ 一般投資家から取引所金融商品市場又は外国金融商品市場における売付けの委託を受ける者のために行う当該委託の媒介、取次ぎ又は代理

二 法第二十七条の二第一項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。次号において同じ。）に係る株券等（同項に規定する株券等をいう。次号において同じ。）の売付けをする場合

三 法第二十七条の二第一項に規定する公開買付けを行う者のために当該公開買付けに係る株券等の買付けの媒介又は代理を行う場合

四 法第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。）を行う者のために当該公開買付けに係る法第二十四条の六第一項に規定する上場株券等の買付けの媒介又は代理を行う場合

（特定投資家向け有価証券に係る告知を要しない売付け等）

第百二十五条の四 令第十六条の七の二第一号へに規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 累積投資契約（金融商品取引業者等が相手方から金銭を預かり、当該金銭を対価としてあらかじめ定めた期日において当該相手方に有価証券を継続的に売り付ける契約をいう。次項第一号において同じ。）による有価証券の売付け（過去に当該有価証券と同一の銘柄の有価証券を当該相手方が取得し、又は保有したことのない場合を除く。）

二 相手方が所有する法第二条第一項第十号に掲げる有価証券から生ずる収益金をもつてする当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の売付け

三 法第二条第一項第十号に掲げる有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第二十五条第二号に規定する公社債投資信託であつて計算期間が一日のものの受益証券に限る。次項第三号において「特定公社債投資信託受益証券」という。）の売付け（過去に当該有価証券と同一の銘柄の有価証券を相手方が取得し、又は保有したことのない場合を除く。）

2 令第十六条の七の二第二号二に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 累積投資契約に基づき定期的にする有価証券の買付けの媒介、取次ぎ又は代理（過去に当該有価証券と同一の銘柄の有価証券を

（新設）

相手方が取得し、又は保有したことをない場合を除く。）

二 相手方が所有する法第二条第一項第十号に掲げる有価証券から生ずる収益金をもつてする当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の買付けの媒介、取次ぎ又は代理

三 特定公社債投資信託受益証券の買付けの媒介、取次ぎ又は代理（過去に当該特定公社債投資信託受益証券と同一の銘柄の有価証券を相手方が取得し、又は保有したことをない場合を除く。）

（特定投資家向け有価証券に関する告知の方法）

第二百二十五条の五 法第四十条の五第一項の規定により告知を行おうとする金融商品取引業者等は、法第二条第三項に規定する取得勧誘又は同条第四項に規定する売付け勧誘等を行うことなく令第十六条の七の二に規定する行為（以下この条において「告知対象行為」という。）を行うまでに（同条第一号に掲げる告知対象行為にあつては、当該告知対象行為を行うことを内容とする契約を締結するまでに）、当該告知を行わなければならない。

2 法第四十条の五第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該特定投資家向け有価証券に関して開示が行われている場合（法第四条第七項に規定する開示が行われている場合をいう。）に該当しないこと。

二 当該特定投資家向け有価証券が特定投資家向け有価証券であること。

（新設）

三 当該特定投資家向け有価証券の有価証券交付勧誘等（法第四条第二項に規定する有価証券交付勧誘等をいう。以下同じ。）について、法第四条第三項、第五項及び第六項の適用があること。

四 当該有価証券について過去に行われた特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る特定証券等情報（法第二十七条の三十三に規定する特定証券等情報をいう。以下同じ。）が法第二十七条の三十一第二項若しくは第四項の規定により公表されている場合又は法第二十七条の三十二第一項から第三項までの規定により発行者等情報（法第二十七条の三十四に規定する発行者等情報をいう。以下同じ。）が公表されている場合にはその旨及び公表の方法（当該公表がインターネットを利用して行われている場合には、当該公表に係るホームページアドレス（使用する自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）のうちその用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、番号、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧することができるものを含む。）を含む。）

五 当該特定投資家向け有価証券の所有者に対し、法第二十七条の三十二第一項から第三項までの規定により発行者等情報の提供又は公表が行われること。

一の告知対象行為について二以上の金融商品取引業者等が法第四

十条の五第一項の規定により告知をしなければならない場合において、いずれか一の金融商品取引業者等が前項各号に掲げる事項を告知したときは、他の金融商品取引業者等は、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事項を告知することを要しない。

（特定投資家向け有価証券取引契約に係る告知事項）

第二百二十五条の六 法第四十条の五第二項第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定投資家向け有価証券の発行者は、法に別段の定めがある場合を除き、法第二十五条第一項第四号から第十号までに掲げる書類を提出する義務を負わないこと。

二 特定投資家向け有価証券の有価証券交付勧誘等について、法第四十条第三項、第五項及び第六項の適用があること。

三 特定投資家向け有価証券の所有者に対し、法第二十七条の三十二第一項から第三項までの規定による発行者等情報の提供又は公表が行われること。

四 金融商品取引業者等は、特定投資家向け有価証券について、法に規定する場合を除き、一般投資家を相手方とし、又は一般投資家のために、売買の媒介、取次ぎ又は代理その他の法第二条第八項第一号から第四号まで及び第十号に掲げる行為を行うことができないこと。

（運用報告書の交付）

（新設）

（運用報告書の交付）

第百三十四条 (略)

2・3 (略)

4 法第四十二条の七第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 運用財産に係る受益証券(当該運用財産に係る権利者の権利を表示するもの又は当該権利をいう。)が特定投資家向け有価証券に該当する場合であつて、運用報告書に記載すべき事項に係る情報が対象期間経過後遅滞なく法第二十七条の三十二第一項に規定する発行者情報として同項又は同条第二項の規定により提供され、又は公表される場合(当該受益証券に係る契約その他の法律行為において、運用報告書の交付に代えて当該情報の提供又は公表が行われる旨の定めがある場合に限る。)

三 (略)

(顧客分別金信託の要件)

第百四十一条 法第四十三条の二第二項に規定する信託(以下「顧客分別金信託」という。)について、金融商品取引業者等は、次に掲げる要件(登録金融機関にあつては、第三号及び第十号に掲げるものを除く。)のすべてを満たさなければならない。

一〜八 (略)

九 顧客分別金信託契約の解約又は一部の解約を行うことができる場合は、次に掲げる場合とすること。

第百三十四条 (略)

2・3 (略)

4 法第四十二条の七第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

(新設)

二 (略)

(顧客分別金信託の要件)

第百四十一条 法第四十三条の二第二項に規定する信託(以下「顧客分別金信託」という。)について、金融商品取引業者等は、次に掲げる要件(登録金融機関にあつては、第三号及び第十号に掲げるものを除く。)のすべてを満たさなければならない。

一〜八 (略)

九 顧客分別金信託契約の解約又は一部の解約を行うことができる場合は、次に掲げる場合とすること。

イ (略)

ロ 募集等受入金（顧客から受け入れた売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等又は募集若しくは売出しの取扱い若しくは私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いに係る株券、債券、投資信託の受益証券又は投資証券の申込証拠金又は払込金をいう。以下この条において同じ。）の払込日に当該募集等受入金に係る顧客分別金必要額に相当する額（当該額が顧客分別金残余额を超える場合にあっては、当該顧客分別金残余额）の範囲内で顧客分別金信託契約の解約又は一部の解約を行う場合とする場合

ハ (略)

十 十三 (略)

2 6 (略)

(二以上の種別の業務を行う場合の禁止行為)

第百四十七条 法第四十四条第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一・二 (略)

三 有価証券の引受けに係る主幹事会社（元引受契約の締結に際し、当該元引受契約に係る有価証券の発行者と当該元引受契約の内容を確定させるための協議を行う者（以下この号において「引受幹事会社」という。）であつて、当該有価証券の発行価格の総額のうちその引受けに係る部分の金額（以下この号において「引受

イ (略)

ロ 募集等受入金（顧客から受け入れた売出し又は募集若しくは売出しの取扱い若しくは私募の取扱いに係る株券、債券、投資信託の受益証券又は投資証券の申込証拠金又は払込金をいう。以下この条において同じ。）の払込日に当該募集等受入金に係る顧客分別金必要額に相当する額（当該額が顧客分別金残余额を超える場合にあっては、当該顧客分別金残余额）の範囲内で顧客分別金信託契約の解約又は一部の解約を行う場合とする場合

ハ (略)

十 十三 (略)

2 6 (略)

(二以上の種別の業務を行う場合の禁止行為)

第百四十七条 法第四十四条第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一・二 (略)

三 有価証券の引受けに係る主幹事会社（元引受契約の締結に際し、当該元引受契約に係る有価証券の発行者と当該元引受契約の内容を確定させるための協議を行う者（以下この号において「引受幹事会社」という。）であつて、当該有価証券の発行価格の総額のうちその引受けに係る部分の金額（以下この号において「引受

額」という。)が他の引受幹事会社の引受額より少ないもの又はその受領する手数料、報酬その他の対価が他の引受幹事会社が受領するものより少ないものをいう。以下この款において同じ。)である場合において、当該有価証券の募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の条件に影響を及ぼすために、その行う投資助言業務に関して実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした助言を行い、又はその行う投資運用業に関して実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした運用を行うこと。

四 (略)

(登録金融機関その他業務に係る禁止行為)

第五百五十条 法第四十四条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 三 (略)

四 次に掲げる場合において、その旨を顧客に説明することなく行う有価証券の売買の媒介(当該有価証券の引受けを行った委託金融商品取引業者が引受人となった日から六月を経過する日までの間に当該有価証券を売却するものに係るものに限る。)又は有価証券の募集若しくは売出しの取扱い若しくは私募の取扱い若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い

イ (略)

ロ 自己が借入金の主たる借入先である者が当該有価証券を発行

額」という。)が他の引受幹事会社の引受額より少ないもの又はその受領する手数料、報酬その他の対価が他の引受幹事会社が受領するものより少ないものをいう。以下この款において同じ。)である場合において、当該有価証券の募集又は売出しの条件に影響を及ぼすために、その行う投資助言業務に関して実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした助言を行い、又はその行う投資運用業に関して実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした運用を行うこと。

四 (略)

(登録金融機関その他業務に係る禁止行為)

第五百五十条 法第四十四条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 三 (略)

四 次に掲げる場合において、その旨を顧客に説明することなく行う有価証券の売買の媒介(当該有価証券の引受けを行った委託金融商品取引業者が引受人となった日から六月を経過する日までの間に当該有価証券を売却するものに係るものに限る。)又は有価証券の募集、売出し若しくは私募の取扱い

イ (略)

ロ 自己が借入金の主たる借入先である者が当該有価証券を発行

する場合（自己が借入先である事実が法第百七十二条の二第三項に規定する発行開示書類又は法第二十七条の三十一第二項若しくは第四項の規定により提供され、若しくは公表された特定証券等情報において記載され、又は記録されている場合に限る。）。

五（略）

（金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限）
第百五十三条 法第四十四条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一・二（略）

三 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等に対して借入金に係る債務を有する者が発行する有価証券（第百十七条第一項第二十七号に規定する有価証券をいう。以下この号において同じ。）の引受人となる場合であつて、当該有価証券に係る手取金が当該債務の弁済に充てられることを知っているときにおける次に掲げる行為

イ（略）

ロ その旨を金融商品仲介業務の委託を行う登録金融機関又は金融商品仲介業者に説明することなく当該登録金融機関又は金融商品仲介業者に次に掲げる行為を行わせること（当該金融商品取引業者が当該有価証券を買い戻すことを約している場合を除

する場合（自己が借入先である事実が法第百七十二条第三項に規定する発行開示書類に記載されている場合に限る。）

五（略）

（金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限）
第百五十三条 法第四十四条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一・二（略）

三 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等に対して借入金に係る債務を有する者が発行する有価証券（第百十七条第一項第二十七号に規定する有価証券をいう。以下この号において同じ。）の引受人となる場合であつて、当該有価証券に係る手取金が当該債務の弁済に充てられることを知っているときにおける次に掲げる行為

イ（略）

ロ その旨を金融商品仲介業務の委託を行う登録金融機関又は金融商品仲介業者に説明することなく当該登録金融機関又は金融商品仲介業者に次に掲げる行為を行わせること（当該金融商品取引業者が当該有価証券を買い戻すことを約している場合を除

く。)。

(1) (略)

(2) 当該有価証券の募集若しくは売出しの取扱い若しくは私募の取扱い又は特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い

四・五 (略)

六 有価証券(国債証券、地方債証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券その他の債券を除く。)の引受人となった日から六月を経過する日までの間において、当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等に当該有価証券を売却すること(次に掲げる場合において行うものを除く。)。

イ・ロ (略)

ハ 当該有価証券の募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に際し、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会の規則で定めるところにより、有価証券の募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に際して行う当該有価証券に対する投資者の需要の状況に関する調査を行った場合において、当該調査により当該有価証券に対する投資者の十分な需要が適正に把握され、合理的かつ公正な発行条件が決定されている場合

七・九 (略)

十 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が有価証券の引受けに係る主幹事会社である場合において、当該有価証券の募集

く。)。

(1) (略)

(2) 当該有価証券の募集、売出し又は私募の取扱い

四・五 (略)

六 有価証券(国債証券、地方債証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券その他の債券を除く。)の引受人となった日から六月を経過する日までの間において、当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等に当該有価証券を売却すること(次に掲げる場合において行うものを除く。)。

イ・ロ (略)

ハ 当該有価証券の募集又は売出しに際し、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会の規則で定めるところにより、有価証券の募集又は売出しに際して行う当該有価証券に対する投資者の需要の状況に関する調査を行った場合において、当該調査により当該有価証券に対する投資者の十分な需要が適正に把握され、合理的かつ公正な発行条件が決定されている場合

七・九 (略)

十 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が有価証券の引受けに係る主幹事会社である場合において、当該有価証券の募集

若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の条件に影響を及ぼすために、その行う投資助言業務に関して実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした助言を行い、又はその行う投資運用業に関して実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

十一・十二 (略)

(登録金融機関の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限)

第百五十四条 法第四十四条の三第二項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～五 (略)

六 当該登録金融機関の親法人等又は子法人等が有価証券の引受けに係る主幹事会社である場合において、当該有価証券の募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の条件に影響を及ぼすために、その行う投資助言業務に関して実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした助言を行い、又はその行う投資運用業に関して実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

七・八 (略)

(業務に関する帳簿書類)

又は売出しの条件に影響を及ぼすために、その行う投資助言業務に関して実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした助言を行い、又はその行う投資運用業に関して実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

十一・十二 (略)

(登録金融機関の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限)

第百五十四条 法第四十四条の三第二項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～五 (略)

六 当該登録金融機関の親法人等又は子法人等が有価証券の引受けに係る主幹事会社である場合において、当該有価証券の募集又は売出しの条件に影響を及ぼすために、その行う投資助言業務に関して実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした助言を行い、又はその行う投資運用業に関して実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

七・八 (略)

(業務に関する帳簿書類)

第百五十七條 法第四十六條の二の規定により金融商品取引業者（第
一種金融商品取引業を行う者に限る。以下この款において同じ。）
が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる書面の写し

イ 次に掲げる規定に規定する書面

(1) (5) (略)

(6) 法第四十條の五第二項

ロ (二) (略)

二 (六) (略)

七 募集若しくは売出し又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧
誘等に係る取引記録

八 募集若しくは売出しの取扱い又は私募若しくは特定投資家向け
売付け勧誘等の取扱いに係る取引記録

九 (十七) (略)

2 (略)

(取引日記帳)

第百五十九條 第百五十七條第一項第四号の取引日記帳には、法第二
条第八項第一号から第五号（同条第二十七項第二号に該当するもの
を除く。）まで、第八号及び第九号に掲げる行為（媒介又は代理に
係るものを除く。）に関し、次に掲げる事項を記載しなければなら
ない。

一 (二) (略)

第百五十七條 法第四十六條の二の規定により金融商品取引業者（第
一種金融商品取引業を行う者に限る。以下この款において同じ。）
が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる書面の写し

イ 次に掲げる規定に規定する書面

(1) (5) (略)

(新設)

ロ (二) (略)

二 (六) (略)

七 募集若しくは売出し又は私募に係る取引記録

八 募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱いに係る取引記録

九 (十七) (略)

2 (略)

(取引日記帳)

第百五十九條 第百五十七條第一項第四号の取引日記帳には、法第二
条第八項第一号から第五号（同条第二十七項第二号に該当するもの
を除く。）まで、第八号及び第九号に掲げる行為（媒介又は代理に
係るものを除く。）に関し、次に掲げる事項を記載しなければなら
ない。

一 (二) (略)

三 売付け若しくは買付けの別又は募集若しくは売出しの取扱い若しくは私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い若しくは解約若しくは払戻しの別

四十三 (略)

2 前項の取引日記帳は、次に掲げるところにより作成しなければならない。

一 募集若しくは売出しの取扱い若しくは私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い又は解約若しくは払戻しの別(次号において「募集等」という。)については、それぞれに区分して記載すること。

二八 (略)

3 (略)

(募集若しくは売出し又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る取引記録)

第百六十二条 第百五十七条第一項第七号の募集若しくは売出し又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る取引記録には、法第二条第八項第七号及び第八号に掲げる行為並びに令第一条の十二に規定する行為に関し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 募集若しくは売出し若しくは私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等又は買取り若しくは解約若しくは払戻し(次項において

三 売付け若しくは買付けの別又は募集若しくは売出しの取扱い若しくは私募の取扱い若しくは解約若しくは払戻しの別

四十三 (略)

2 前項の取引日記帳は、次に掲げるところにより作成しなければならない。

一 募集若しくは売出しの取扱い若しくは私募の取扱い又は解約若しくは払戻しの別(次号において「募集等」という。)については、それぞれに区分して記載すること。

二八 (略)

3 (略)

(募集若しくは売出し又は私募に係る取引記録)

第百六十二条 第百五十七条第一項第七号の募集若しくは売出し又は私募に係る取引記録には、法第二条第八項第七号及び第八号に掲げる行為並びに令第一条の十二に規定する行為に関し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 募集、売出し若しくは私募又は買取り若しくは解約若しくは払戻し(次項において「募集等」という。)の別

「募集等」という。）の別

四〇七 (略)

2 前項の募集若しくは売出し又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る取引記録は、次に掲げるところにより作成しなければならない。

一・二 (略)

三 募集若しくは売出し又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る取引記録を電磁的記録により作成する場合は、前二号に掲げるところによるほか、次に掲げるところにより作成すること。

イ・ロ (略)

3 (略)

(募集若しくは売出しの取扱い又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いに係る取引記録)

第百六十三条 第百五十七条第一項第八号の募集若しくは売出しの取扱い又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いに係る取引記録には、法第二条第八項第九号に掲げる行為に関し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 募集若しくは売出しの取扱い若しくは私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い又は解約若しくは払戻し（次項において「募集等」という。）の別

四〇七 (略)

2 前項の募集又は私募に係る取引記録は、次に掲げるところにより作成しなければならない。

一・二 (略)

三 募集又は私募に係る取引記録を電磁的記録により作成する場合は、前二号に掲げるところによるほか、次に掲げるところにより作成すること。

イ・ロ (略)

3 (略)

(募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱いに係る取引記録)

第百六十三条 第百五十七条第一項第八号の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱いに係る取引記録には、法第二条第八項第九号に掲げる行為に関し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 募集若しくは売出しの取扱い若しくは私募の取扱い又は解約若しくは払戻し（次項において「募集等」という。）の別

四〇七 (略)

2 前項の募集若しくは売出しの取扱い又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いに係る取引記録は、次に掲げるところにより作成しなければならない。

一・二 (略)

三 募集若しくは売出しの取扱い又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いに係る取引記録を電磁的記録により作成する場合は、前二号に掲げるところによるほか、次に掲げるところにより作成すること。

イ・ロ (略)

3 (略)

(発注伝票)

第七十一条 第五十七条第一項第十七号ニの発注伝票には、運用財産の運用として行う取引及び金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十六条第一項第二号に掲げる行為に関する次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 運用財産の名称その他の運用財産を特定するために必要な事項
(金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十六条第一項第二号に掲げる行為を行う場合にあつては、関係外国運用業者(同条第二項に規定する関係外国運用業者をいう。)の名称)

二〇七 (略)

四〇七 (略)

2 前項の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱いに係る取引記録は、次に掲げるところにより作成しなければならない。

一・二 (略)

三 募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱いに係る取引記録を電磁的記録により作成する場合は、前二号に掲げるところによるほか、次に掲げるところにより作成すること。

イ・ロ (略)

3 (略)

(発注伝票)

第七十一条 第五十七条第一項第十七号ニの発注伝票には、運用財産の運用として行う取引に関する次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 運用財産の名称その他の運用財産を特定するために必要な事項

二〇七 (略)

八 発注日時（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十六条第一項第二号に掲げる行為を行う場合にあつては、発注日時及び受注日時）	八 発注日時
九 十一（略）	九 十一（略）
二 四（略）	二 四（略）
（説明書類の記載事項） 第一百七十四条 法第四十六条の四に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。	（説明書類の記載事項） 第一百七十四条 法第四十六条の四に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。
一（略）	一（略）
二 金融商品取引業者の業務の状況に関する次に掲げる事項	二 金融商品取引業者の業務の状況に関する次に掲げる事項
イ（略）	イ（略）
ロ 直近の三事業年度における業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	ロ 直近の三事業年度における業務の状況を示す指標として次に掲げる事項
(1) 七（略）	(1) 七（略）
(8) 国債証券、社債券、株券及び投資信託の受益証券の引受高、売出高及び募集、売出し、私募又は特定投資家向け売付け、勧誘等の取扱高	(8) 国債証券、社債券、株券及び投資信託の受益証券の引受高、売出高及び募集、売出し又は私募の取扱高
(9) 十一（略）	(9) 十一（略）
三 五（略）	三 五（略）
（資産の国内保有） 第九十七条 法第四十九条の五の規定により金融商品取引業者が国	（資産の国内保有） 第九十七条 法第四十九条の五の規定により金融商品取引業者が国

内において保有すべき資産は、次に掲げる資産でなければならない。

一 (略)

二 次に掲げる有価証券（ハからホまでに掲げるものにあつては、国内における有価証券の募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係るものに限る。）。

イ ホ (略)

三 ホ (略)

第五節 外国業者に関する特例

第一款 外国証券業者

（外国証券業者に係る特定投資家向け有価証券の売買等の制限の例外）

第二百八条の二 令第十七条の三に規定する投資者の保護に欠けるおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合は、第二百二十五条の三各号に掲げる場合とする。

（業務の内容又は方法等の変更の届出）

第二百二十四条 法第六十条の五第二項の規定により届出を行う取引所取引許可業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定め

内において保有すべき資産は、次に掲げる資産でなければならない。

一 (略)

二 次に掲げる有価証券（ハからホまでに掲げるものにあつては、国内における有価証券の募集又は売出しに係るものに限る。）。

イ ホ (略)

三 ホ (略)

第五節 外国業者に関する特例

第一款 外国証券業者

（新設）

（業務の内容又は方法等の変更の届出）

第二百二十四条 法第六十条の五第二項の規定により届出を行う取引所取引許可業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定め

る書類を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。

一 (略)

二 前条第二号に該当する場合（合併の場合に限る。） 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 合併後の純財産額を記載した書面

ニ (略)

三 前条第二号に該当する場合（分割により他の法人の事業の全部又は一部を承継した場合に限る。） 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 分割後の純財産額を記載した書面

四 前条第二号に該当する場合（他の法人の事業の全部又は一部を譲り受けた場合に限る。） 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 事業の譲受け後の純財産額を記載した書面

五 十六 (略)

（業務に関する帳簿書類）

第二百二十五条 法第六十条の六において準用する法第四十六条の二の規定により取引所取引許可業者が作成し、保存しなければならない帳簿書類は、第百五十七条第一項第三号、第四号、第六号、第九号、第十号及び第十三号に掲げる帳簿書類又は外国の法令に基づい

る書類を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。

一 (略)

二 前条第二号に該当する場合（合併の場合に限る。） 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 合併後の純財産額及び自己資本規制比率を記載した書面

ニ (略)

三 前条第二号に該当する場合（分割により他の法人の事業の全部又は一部を承継した場合に限る。） 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 分割後の純財産額、自己資本規制比率を記載した書面

四 前条第二号に該当する場合（他の法人の事業の全部又は一部を譲り受けた場合に限る。） 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 事業の譲受け後の純財産額、自己資本規制比率を記載した書面

五 十六 (略)

（業務に関する帳簿書類）

第二百二十五条 法第六十条の六において準用する法第四十六条の二の規定により取引所取引許可業者が作成し、保存しなければならない帳簿書類は、第百五十七条第一項第三号、第四号、第六号、第九号、第十号及び第十三号に掲げる帳簿書類とする。

て作成される書類であつてこれらの帳簿書類に類するもの（以下この項において「外国帳簿書類」といい、外国帳簿書類が外国語で作成される場合にあっては、次の各号に掲げる書類（次項において「外国帳簿書類等」という。）とする。

一 外国帳簿書類

二 外国帳簿書類の様式の訳文

2 前項に規定する帳簿書類は、第一百五十七条第一項第三号に掲げる帳簿書類及びこれに類する外国帳簿書類等にあつては、その作成の日から七年間、同項第四号、第六号、第九号、第十号及び第十三号に掲げる帳簿書類並びにこれらに類する外国帳簿書類等にあつては、その作成の日から十年間保存しなければならない。

（事業報告書の提出期限の承認の手続等）

第二百二十七条 令第十七条の十第一項ただし書の承認を受けようとする取引所取引許可業者は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を所管金融庁長官等に提出しなければならない。

一・二 （略）

三 当該事業報告書に係る事業年度終了の日

四 （略）

2 （略）

3 所管金融庁長官等は、第一項の承認の申請があつた場合において

（新設）

（新設）

2 前項に規定する帳簿書類は、第一百五十七条第一項第三号に掲げる帳簿書類にあつては、その作成の日から七年間、同項第四号、第六号、第九号、第十号及び第十三号に掲げる帳簿書類にあつては、その作成の日から十年間保存しなければならない。

（事業報告書の提出期限の承認の手続等）

第二百二十七条 令第十七条の十第一項ただし書の承認を受けようとする取引所取引許可業者は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を所管金融庁長官等に提出しなければならない。

一・二 （略）

三 当該事業報告書に係る期間（毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間をいう。以下この条及び次条において同じ。）終了の日

四 （略）

2 （略）

3 所管金融庁長官等は、第一項の承認の申請があつた場合において

、当該取引所取引許可業者が、その本国の法令又は慣行により、その事業年度経過後三月以内に事業報告書を提出することができないと認められるときは、当該申請のあった日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内（直前事業年度に係る事業報告書の提出に関して当該承認を受けている場合にあつては、当該承認を受けた期間内）の日である場合にあつては、その直前事業年度）から当該申請に係る同項第四号に規定する理由について消滅又は変更があることとなる日の属する事業年度の直前事業年度までの事業年度に係る事業報告書について、承認をするものとする。

4 前項の承認は、同項の取引所取引許可業者が毎事業年度経過後三月以内に次に掲げる事項を記載した書類を所管金融庁長官等に提出することを条件として、行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、当該書類の提出前五年以内に提出された書類に記載された事項と同一の内容のものである場合には、当該事項は記載しないことができる。

一 当該事業年度中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかった旨

二（略）

（その他の書類等の提出期限の承認の手続等）

第二百二十八条 令第十七条の十第三項ただし書の承認を受けようとする取引所取引許可業者は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を所管金融庁長官等に提出しなければならない。

、当該取引所取引許可業者が、その本国の法令又は慣行により、その期間経過後三月以内に事業報告書を提出することができないと認められるときは、当該申請のあった日の属する期間（その日が期間の開始後三月以内（直前の期間に係る事業報告書の提出に関して当該承認を受けている場合にあつては、当該承認を受けた期間内）の日である場合にあつては、その直前の期間）から当該申請に係る同項第四号に規定する理由について消滅又は変更があることとなる日の属する期間の直前の期間に係る事業報告書について、承認をするものとする。

4 前項の承認は、同項の取引所取引許可業者が毎期間経過後三月以内に次に掲げる事項を記載した書類を所管金融庁長官等に提出することを条件として、行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、当該書類の提出前五年以内に提出された書類に記載された事項と同一の内容のものである場合には、当該事項は記載しないことができる。

一 当該期間中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかった旨

二（略）

（その他の書類等の提出期限の承認の手続等）

第二百二十八条 令第十七条の十第三項ただし書の承認を受けようとする取引所取引許可業者は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を所管金融庁長官等に提出しなければならない。

一・二 (略) 三 当該その他の書類等に係る事業年度終了の日 四 (略)	2 (略)	3 所管金融庁長官等は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該取引所取引許可業者が、その本国の法令又は慣行により、その事業年度経過後三月以内にその他の書類等を提出することができないと認められるときは、当該申請のあつた日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内（直前事業年度に係るその他の書類等の提出に関して当該承認を受けている場合にあつては、当該承認を受けた期間内）の日である場合にあつては、その直前事業年度）から当該申請に係る同項第四号に規定する理由について消滅又は変更があることとなる日の属する事業年度の直前事業年度までの事業年度に係るその他の書類等について、承認をするものとする。 4 前項の承認は、同項の取引所取引許可業者が毎事業年度経過後三月以内に次に掲げる事項を記載した書類を所管金融庁長官等に提出することを条件として、行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、当該書類の提出前五年以内に提出された書類に記載された事項と同一の内容のものである場合には、当該事項は記載しないことができる。
一・二 (略) 三 当該その他の書類等に係る期間終了の日 四 (略)	2 (略)	3 所管金融庁長官等は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該取引所取引許可業者が、その本国の法令又は慣行により、その期間経過後三月以内にその他の書類等を提出することができないと認められるときは、当該申請のあつた日の属する期間（その日が期間開始後三月以内（直前の期間に係るその他の書類等の提出に関して当該承認を受けている場合にあつては、当該承認を受けた期間内）の日である場合にあつては、その直前の期間）から当該申請に係る同項第四号に規定する理由について消滅又は変更があることとなる日の属する期間の直前の期間までの事業年度に係るその他の書類等について、承認をするものとする。 4 前項の承認は、同項の取引所取引許可業者が毎期間経過後三月以内に次に掲げる事項を記載した書類を所管金融庁長官等に提出することを条件として、行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、当該書類の提出前五年以内に提出された書類に記載された事項と同一の内容のものである場合には、当該事項は記載しないことができる。
一 当該事業年度中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかった旨 二 (略)		
一 当該期間中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかった旨 二 (略)		

(業務又は財産の状況に関する報告等)

第二百二十九条 第百七十三条(第二号を除く。)の規定は、法第六十条の六において準用する法第四十六条の三第二項に規定する取引所取引許可業者の取引所取引業務又は財産の状況に関する報告書について準用する。この場合において、第百七十三条第一号中「毎事業年度(当該金融商品取引業者が外国法人である場合にあつては、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間。次号及び次条において同じ。)」とあるのは、「毎事業年度」と読み替えるものとする。

2 (略)

(取引所取引業務に係る禁止行為)

第二百三十一条 (略)

2 前項第六号及び第七号の規定は、有価証券の募集(五十名以上の者を相手方として行うものに限る。)若しくは特定投資家向け取得勧誘(五十名以上の者を相手方として行うものに限る。)又は売出し(法第四条第一項第四号に掲げる有価証券の売出し(同号ロに掲げるものに限る。))を除く。)若しくは特定投資家向け売付け勧誘等を容易にするために取引所金融商品市場において一連の有価証券売買等を行う場合には、適用しない。

(業務又は財産の状況に関する報告等)

第二百二十九条 第百七十三条(第二号を除く。)の規定は、法第六十条の六において準用する法第四十六条の三第二項に規定する取引所取引許可業者の取引所取引業務又は財産の状況に関する報告書について準用する。この場合において、第百七十三条第一号中「毎事業年度(当該金融商品取引業者が外国法人である場合にあつては、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間。次号及び次条において同じ。)」とあるのは、「毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間」と読み替えるものとする。

2 (略)

(取引所取引業務に係る禁止行為)

第二百三十一条 (略)

2 前項第六号及び第七号の規定は、有価証券の募集(五十名以上の者を相手方として行うものに限る。)又は売出し(法第四条第一項第四号に掲げる有価証券の売出し(同号ロに掲げるものに限る。))を除く。)を容易にするために取引所金融商品市場において一連の有価証券売買等をする場合における当該一連の有価証券売買等又はこれらの委託等を行う場合には、適用しない。

(明示事項)

第二百七十二条 法第六十六条の十一第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 投資助言業務を行う場合において、投資助言業務の顧客に対し金融商品仲介行為(法第二条第十一項第一号から第三号までに掲げる行為に限る。以下この条において同じ。)を行う場合(一定の期間における金融商品仲介行為に係る手数料等の額が、当該金融商品仲介行為の回数にかかわらず一定となっている場合であつて、あらかじめ当該手数料等の形態又は額を顧客に対し明示している場合を除く。)は、当該金融商品仲介行為により得ることとなる手数料等の額(あらかじめ手数料等の額が確定しない場合においては、当該手数料等の額の算定方法)

三 (略)

(金融商品仲介業者の金融商品仲介業務に係る禁止行為)

第二百七十五条 (略)

2 (略)

3 第一項第十五号の規定は、有価証券の募集(五十名以上の者を相手方として行うものに限る。)若しくは特定投資家向け取得勧誘(五十名以上の者を相手方として行うものに限る。)又は売出し(法第四条第一項第四号に掲げる有価証券の売出し(同号ロに掲げるものに限る。)を除く。)若しくは特定投資家向け売付け勧誘等を容

(明示事項)

第二百七十二条 法第六十六条の十一第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 投資助言業務を行う場合において、投資助言業務の顧客に対し金融商品仲介行為(法第二条第十一項第一号から第三号までに掲げる行為に限る。以下この条において同じ。)を行う場合(一定の期間における金融商品仲介行為に係る報酬の額が、当該金融商品仲介行為の回数にかかわらず一定となっている場合であつて、あらかじめ当該報酬の形態又は額を顧客に対し明示している場合を除く。)は、当該金融商品仲介行為により得ることとなる報酬の額(あらかじめ報酬の額が確定しない場合においては、当該報酬の額の算定方法)

三 (略)

(金融商品仲介業者の金融商品仲介業務に係る禁止行為)

第二百七十五条 (略)

2 (略)

3 第一項第十五号の規定は、有価証券の募集(五十名以上の者を相手方として行うものに限る。)又は売出し(法第四条第一項第四号に掲げる有価証券の売出し(同号ロに掲げるものに限る。)を除く。)を容易にするために取引所金融商品市場若しくは店頭売買有価証券市場において一連の有価証券売買等をする場合における当該一

易にするために取引所金融商品市場若しくは店頭売買有価証券市場において一連の有価証券売買等をする場合における当該一連の有価証券売買等の媒介を行う場合には、適用しない。

(一般投資家に含まれない者)

第二百七十五条の二 法第六十六条の十四の二に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 当該特定投資家向け有価証券の発行者の取締役等（取締役、監査役、執行役、理事若しくは監事又はこれらに準ずる者をいう。）であり、かつ、支配株主等（令第十五条の十第二項に規定する支配株主等をいい、当該発行者が会社以外の者である場合にはこれに準ずる者を含む。以下この条において同じ。）である者（以下この条において「特定役員」という。）又は当該特定役員の被支配法人等（当該発行者を除く。）

二 当該特定投資家向け有価証券の発行者の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権（社債、株式等の振替に関する法律第四百七条第一項又は第四百八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含む。以下この条において「対象議決権」という。）を保有する会社（前号に掲げる者を除く。）

連の有価証券売買等の媒介を行う場合には、適用しない。

(新設)

三 当該特定投資家向け有価証券（次に掲げるものに限る。）の発行者の役員等（当該特定投資家向け有価証券の買付け（当該発行者の他の役員等と共同して、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に買付けを行うことを内容とする契約であつて各役員等の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに基づいて行うものに限る。）を行う者に限り、第一号に掲げる者を除く。）	イ 法第二条第一項第九号に掲げる有価証券 ロ 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち、同項第九号に掲げる有価証券の性質を有するもの	ハ イ又はロに掲げる有価証券を受託有価証券とする有価証券信託受益証券	ニ 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券でイ又はロに掲げる有価証券に係る権利を表示するもの 特定役員とその被支配法人等が合わせて他の法人等（法人その他の団体をいう。以下この条において同じ。）の総株主等の議決権の百分の五十を超える対象議決権を保有する場合には、当該他の法人等は、当該特定役員の被支配法人等とみなして、前項第一号及びこの項の規定を適用する。	三 第一項第一号及び前項の「被支配法人等」とは、特定役員が他の法人等の総株主等の議決権の百分の五十を超える対象議決権を保有する場合における当該他の法人等をいう。	四 第一項第三号の「役員等」とは、令第一条の三の三第五号に規定
--	--	---	---	---	--

する役員等をいう。

（特定投資家向け有価証券の売買の媒介等の制限の例外）

第二百七十五条の三 法第六十六条の十四の二に規定する内閣府令で定める場合は、一般投資家（同条に規定する一般投資家をいう。以下この条において同じ。）に対する勧誘に基づかないで所属金融商品取引業者等のために当該一般投資家が行う取引所金融商品市場又は外国金融商品市場における売付けの委託の媒介を行う場合とする。

（新設）